

○追手門学院大学教育後援会給付奨学金規程

2004年7月12日

制定

(目的)

第1条 追手門学院大学学部学生で修学の熱意があるにもかかわらず経済的理由により修学困難な者を援助することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の奨学金を追手門学院大学教育後援会給付奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を追手門学院大学教育後援会給付奨学生（以下「奨学生」という。）という。

(資金)

第3条 本奨学金は、教育後援会の原資をもって充てる。

(資格)

第4条 奨学金を受ける者の資格は、教育後援会会員を父母又は保証人に持つ、追手門学院大学の学部学生であること。また、追手門学院大学が別に定める学力基準を満たし、人物が学生としてふさわしく他の学生の模範となる者でなければならない。

2 奨学生がその資格を有する期間の追手門学院大学の他の奨学金等との重複受給については、当該奨学金等の規定によるものとする。

3 国の高等教育修学支援制度対象者は、本奨学金を重複して受給することはできない。

(金額及び期間)

第5条 奨学金は給付制とし、金額は年間授業料相当額の半額とする。

2 奨学金の給付期間は、当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、所定の出願書類と添付証明書類を、所定の期日までに学生支援課に提出しなければならない。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、学生支援委員会が書類審査及び面接を行い、学長が決定する。

2 学長は、選考結果を教育後援会会長に報告する。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに学生支援課に届け出なければならない。

- (1) 休学、退学、除籍又は留学
- (2) 本人の氏名、住所、その他重要な事項の変更があったとき。
- (3) 奨学金を辞退するとき。

(失格)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学生の資格を失うものとする。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 修学の見込みがないとき。
- (4) 追手門学院大学学則第64条等により処分を受けたとき。
- (5) 奨学金を辞退したとき。

(返還)

第10条 奨学生が前条のいずれかに該当する場合、若しくは奨学金の受給が不相当と認められる場合には、返還を求めることができる。

2 前項により返還を求められた者は、返還を求められた日から起算して2週間以内に、所定の奨学金を一括して返還しなければならない。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育後援会との協議のうえ、常任理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2014年12月13日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

